

## 平成25年度事業計画書

東日本大震災から二年以上が経過し、未だ、多くの被災者が厳しい避難生活を強いられており、被災地における復旧・復興の加速化が求められているところである。

一方、我が国経済は世界経済の減速や、長期に及ぶデフレ、エネルギー供給制約なども重なり、かつてない厳しい状況となっている。

この様な状況の中、東日本大震災がもたらしたエネルギー環境の変化、地球環境問題への対応など、電力供給を巡る枠組みが大きく変化してきたが、それらの課題に対応するため、国による電力システム改革の基本方針が定められたところである。

国民生活及び産業活動に不可欠な電力の安定供給は、社会から強く望まれている。公益社団法人として三年目を迎えた本会においても、本部・支部一体となった公益目的事業をとおして、電力の安定供給に資する活動を積極的に行うことが重要と考える。

平成25年度も引き続き、本会の設立目的に沿って、現場での保安業務を担う電気技術者等の保安管理技術に関する専門知識の向上を図るとともに、電気保安に係る行政の運営に協力し、電気安全の確保と電気事故の防止、電気使用の合理化の推進等の目的を着実に実施することを基本方針とし、主に以下の事業を実施する。

### I. 公益目的事業

#### 1. 研修、セミナー、人材育成事業

電気技術者等に対する電気の保安に関する専門的知識・技術の向上を図り、社会における電気事故の防止に資するため、次の事業を実施する。

- (1) 電気保安管理に関する基礎的知識及び技術的な講義並びに実技を内容とした「**保安管理基礎講習会**」を開催する。
- (2) 事故の防止対策、保安管理業務に関する新技術・新手法、電気保安に関する法令、電気使用の合理化に関する新技術等を内容とした、「**保安管理定期研修会**」(第五期)及び「**保安管理一般研修会**」を開催する。
- (3) 電気の保安管理業務に係る専門的な技術や手法等に関する実技の修得を目的とした「**保安管理技術研修会**」を開催する。
- (4) 電気保安に関する講演、研究報告、討論等を内容とした「座学セミナー」、並びに電気設備の設置場所における実技研修を内容とした「現地

- 研修」を実施する。
- (5) 広域災害発生直後における、応動対処方法等の修得を目的とした「広域災害対策訓練」を実施する。
  - (6) 電気の専門学校や職業訓練校等への講師の派遣を実施する。

## 2. 電気事故等に関する調査、情報収集、分析・公表事業

保安管理業務に関する課題、電気事故例、未波及事故例、改善事例等について調査・分析するとともに、その結果を広く社会に発信していくために、次の事業を実施する。

- (1) 電気技術者等を対象とした「技術講習会」の開催
- (2) 集計資料や事故再発防止対策等に関するテキストの作成と配布
- (3) 電気保安管理業務に関する専門的技術情報や必要情報に関する出版物を発行し、広く社会に公表する。  
「電気管理技術」（会誌）、「電気管理技術者必携」（第8版）  
「オレンジダイアリ」等

## 3. 電気安全に関するキャンペーン、「電気使用安全月間」への参画等による普及・啓発事業

社会一般に対する電気の安全及び電気使用の合理化に関する意識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 国の主唱する「電気使用安全月間」（毎年8月）への参画
  - ア 「電気安全講演会」の開催
  - イ 電気安全を呼びかける団扇、ポスター、パンフレット類の作成、配布
  - ウ 公共施設や福祉施設等への安全点検
  - エ 電気に関する災害や、事故防止のための防災パトロール等の実施
- (2) 本部及び各支部のホームページの活用、新聞、「MiRaI」（広報紙）等による広報の実施

## 4. 技術相談、助言、支援事業

- (1) 電気使用における安全確保のための技術相談、助言の実施  
電気保安に関する法令、保安管理技術並びに電気使用の合理化について広く社会一般の相談に応じるとともに、技術的内容に関しての指導・助言を行い、適切な保安管理の実施と社会における電気安全意識の普及・向上を図る。

(2) 電気事故や故障発生時における対応支援事業の実施

24時間稼働の「保安センター」等において、電気事故や故障発生時に事業場等からの緊急相談・要請があった場合、応急措置を指導するとともに、状況により現場に出向き、事故の未然防止、拡大防止、早期復旧等を図る。

## Ⅱ. その他の事業

### 1. 会員の保安管理業務の支援事業

会員が行っている保安管理業務を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会等の開催、小冊子の発行、資料等の配布などにより、会員の情報共有を図り、保安管理業務に対する共通認識を醸成し、会員相互の支援・協力体制を構築する。
- (2) 関係法令に基づき国への申請、届出等を会員が的確に行えるよう、指導・助言するとともに、国の自家用電気工作物の保安に関する施策や、電気使用の合理化に関する施策についての必要情報を会員に周知する。
- (3) 本会の事業が社会に広く認知・評価されることを目的に、電気関係諸団体における保安等に関する事業に協力すると共に、行政機関や公益団体等の事業にも協力する。
- (4) 入会希望者に対する説明会を定期的で開催し、会員の拡大を図るとともに、入会申込者に対する面接、懇談会等を開催し、適切な保安管理業務の開始に向けて指導・支援する。
- (5) 会員増加に係る諸課題について検討し、それらに関する情報・資料等を提示する。
- (6) 保安管理業務の向上と外部委託制度の維持・発展のため、保安管理業務を行っている保安法人との情報交換等を行う。

### 2. 会員の職務倫理の確立に関する事業

各会員が保安管理業務に関する職務倫理を深く理解し、職務を誠実に実施することにより、設置者等からの信頼を高める。この取組が社会全般の電気の安全確保に有益と考え、会員の職務倫理を確立するための勉強会や有益な情報の提供を行う。

### 3. その他

#### (1) 組織・体制の最適化等の検討

会員の入会動向を踏まえ、公益社団法人としての基盤を強化するため

に、支部の適正配置を含め、効果的で実効性のある支部体制のあり方等を検討する。

(2) 主要行事等

ア 平成25年6月に「第43回定時総会」を開催する。

イ 通常理事会を3回開催する。